

証券コード 6383  
2019年6月19日

株主各位

大阪市西淀川区御幣島3丁目2番11号  
株式会社ダイフク  
代表取締役社長 下代 博

「第103回定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

2019年6月6日付でご送付いたしました「第103回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に修正すべき事項がございましたので、深くお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトへの掲載をもって下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。

なお、修正箇所については、下線を付して表示しております。

記

修正箇所

(1) 「第103回定時株主総会招集ご通知」39 ページ

[ご参考] 取締役を兼務しない執行役員および監査役員 (2019年4月1日現在)

[執行役員]

[修正前]

役 職	氏 名
執行役員 FA&DA事業部エンジニアリング本部長 <u>FA&amp;DA事業部グローバル本部副本部長</u>	権藤 卓也

[修正後]

役 職	氏 名
執行役員 FA&DA事業部エンジニアリング本部長	権藤 卓也

## 8. 剰余金の配当等に関する事項

### 〔修正前〕

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を最重要課題と位置づけ、剰余金の配当につきましては、株主の皆さまへのさらなる利益還元を視野に入れて、連結当期純利益をベースとする業績連動による配当政策を取り入れるとともに、  
(省略)

なお、剰余金の配当を機動的に実施できるようにするため、「会社法第459条第1項（剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め）に定める事項については、法令に特段の定めが無い場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議によって定めることとする旨」を定款に定めております。

### 〔修正後〕

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を最重要課題と位置づけ、剰余金の配当につきましては、株主の皆さまへのさらなる利益還元を視野に入れて、連結当期純利益をベースとする業績連動による配当政策を取り入れるとともに、  
(省略)

なお、剰余金の配当を機動的に実施できるようにするため、「会社法第459条第1項（剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め）に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議によって定めることとする旨」を定款に定めております。

以上